

滋賀県立大学付属図書館所蔵

西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第三回）

（長崎時代の西川吉輔その一）

武知正晃

I はじめに

今回から二回に分けて長崎において西川吉輔が宣教活動に従事していた時期の書状を紹介する。滋賀県立大学付属図書館に残る西川伝右衛門家文書の中には、この長崎派遣時代の書状が約二五点ほど残されている。今回はこれらの書状のうち、一四点を紹介する。まずは、個々の書状の解説に入る前に西川が長崎時代に書き残した書状の概要、これらの書状の持つ研究上の意義について検討したい。

(一)

西川吉輔は明治初年に二度にわたって長崎に派遣される。一度目の派遣が、明治三（一八七〇）年閏一〇月から一二月までであり、二度目の派遣が明治四（一八七二）年一月から明治六（一八七三）年三月までである。この西川の長崎滞在中の書状についてはすでに先行研究において数点が紹介されている。まずはそれらの書状について検討しておきたい。検討の対象となるのは藤井貞文の「宣教師の長崎開講」に掲載された書状と（藤井②）、栗東歴史民俗博物館による史料翻刻「史料翻刻 西川吉輔書簡（一）（二）」に掲載された書状である。

このうち藤井貞文の論文では明治三年一月朔日付と、一二月三日付の西川吉輔から吉武宛書状が引用されている。一二月朔日付書状は、長崎到着直後のもので、長崎の「使廳」を訪問したこと、氏子改により産土社の神符を首に掛けないものが市中にいないこと、浦上のキリシタンに関する情勢は深刻で長崎市中の宣教を急ぐべきであるといった内容が述べられている。一二月三日付書状は、長崎での御用を終わらせ京に戻るように命令を受けたこと、市中において講義が始まり休みなく「出張」し、多くの人望を得ていること、などが述べられている。この書状の出典は「西川家文書」とされており、おそらく書状の宛先、および性格から現在滋賀県立大学に残る西川伝右衛門家文書の中の西川吉輔直筆書状の中に含まれていたものと思われる。しかしながら、現在県立大学の西川伝右衛門家文書の中にこれらの書状を見いだすことはできない。現段階で年代比定が確実な書状のうち、第一回目長崎派遣時期の書状は今のところ一点も存在しない。藤井論文には、「西川文書の閲覧には、渡邊美吉士君の助言を得た」とあるが、この渡邊なる人物が何者なのか今のところ不明である。おそらく、どこかの段階で明治三年の長崎関係の書状が分離され、その後その所在が不明になっているのではないかと推測される。なお、藤井が引用した書状のうち一二月朔日付の書状は、一九七一（昭和四六）年に刊行された伝記本『西川吉輔』の口絵写真とし

て紹介されている。ただし、この写真の所蔵者は中島高名氏とされている。この書状がどのような経緯で中島氏の所蔵となったかについては現時点では不明である。

一方、栗東歴史民俗博物館による「史料翻刻 西川吉輔書簡(一)(二)」(井上・山本)であるが、この書簡は西川吉輔が弟子にあたる田中知邦に宛てて出したものである。「史料翻刻 西川吉輔(一)」で紹介された明治五年九月二十七日付(卷子二二)、明治六年一月一日付(卷子二二)、「史料翻刻 西川吉輔(二)」で紹介されている遺墨一〇・一一の四点が西川が長崎滞在中の書簡である。このうち、遺墨一〇は文書にある異筆を根拠に明治一〇年九月四日と年代比定されているが、内容からあきらかに長崎時代のもので明治五年九月四日と年代比定されるべきものである。遺墨一一も、本文中に「出張庁」という語句があること、「潮見坂本」と長崎に派遣されていた人々の人名があることから、明治一〇年ではなく、明治五年一月五日と年代比定した方が適切である。また卷子二二であるが、書簡には一二月一〇と日付のみが記されている。校訂者は、書簡の内容および田中知邦の明治六年一月二四日の日記の記述(「長崎西川氏より本月一二日出書着」)などを根拠にし、さらに明治五年の太陽暦への改暦の問題などを考慮し、明治六年一月一〇と年代比定している。しかし、西川の残した明治四年八月から一二月の日記「宣教雑記第一号第二号」(宗教三三四)の一二月一日条には、「東京田中へ向ケ以上七通緘ニ致シ杉浦迄差出」とあり、田中知邦をはじめ小野述信、谷鉄臣らに書状を送るとある。また一二月一二日条には、「吉輔履歴書延引之願聞届有之」とある。卷子一二には、西川の荷物が船便の手違いで上海まで運ばれ、その後長崎までとりもどすもその荷物の中に西川の履歴書が含まれて居らず、再送付を依頼する件が示されている。おそらく西川

子一二で述べられている履歴書問題に関係するものであろう。以上のように日記の記述と比較すると、卷子一二は明治六年一月一〇日と年代比定するよりも、明治四年二月一〇日と年代比定した方が適切であろう。ちなみに明治六年一月の記述がある西川の日記「第八号 深江日誌」(宗教三二九)には、一月一三日条に田中知邦に書状を出すことあり、この書状が田中の日記に登場する一月一三日出の書状であると思われる。以上の点を整理すると次の様に年代比定される。

卷子二二 明治四年十二月一日付
遺墨一一 明治五年 一月 五日付
遺墨一〇 明治五年 九月二四日付
卷子二一 明治五年 九月二十七日付

卷子一二は、先に述べたように履歴書の一件、深堀の管轄が佐賀県から長崎県となることなどが述べられている。遺墨一一はそれにつづくもので、履歴書の一件や長崎の近況を伝えるもの。遺墨一〇では、出張官員たちが五島、諫早、浦上などの各地に出張し布教にあたっていること、しかしながら「僻遠之愚民ハ開化ヤラ文明ヤラ嘔ト相弁へ不申」と、地方の住民がなかなか布教の真意を理解しがたいこと、などが述べられ、遺墨一〇の三日後に記された卷子一一では、田中知邦からの左院もしくは正院への出仕希望の相談への返答、長崎での布教活動が非常に困難な状況であること、長崎の出張官員たちの経済的な困難などについて述べられている。

(二)

以上がこれまでに紹介されている西川の長崎時代の書状である。

先ずは、藤井貞文の古典的論文であるが、この論文では伝記本『西川吉輔』（西川太治郎編）や「西川文書」が史料として利用されているが、現在滋賀大学経済学部付属史料館に残る西川の長崎時代の日記については触れられていない。西川の日記は非常に詳細なもので藤井がこの日記の閲覧をしていればなんらかの形で論文に反映されていてもいいように思われる。伝記本『西川吉輔』には西川の史料として長崎時代の日記が紹介されているので、藤井自身日記の存在を知っていたものと思われる。おそらく閲覧までは果たし得なかったであろう。一方、井上・山本の史料翻刻であるが、この史料翻刻は西川の基礎的研究として極めて貴重なものである。しかしながら、この史料翻刻も西川の日記との検討が不十分で、書状の年代比定について甘さを残す。

これに対して、筆者はかつて西川の日記を利用して西川の長崎における活動について小論を執筆したことがある（武知^⑤）。しかし、この小論を執筆した時点では筆者は県立大学の西川吉輔直筆書状の閲覧を果たしていなかった。西川の残した日記は長崎における活動の詳細が描かれ非常に価値あるものである。さらに西川は日記に国元や東京からの書状の着信やそれに対する返信の日付を細かく記しており、かなりのレベルでどのような人物と書状の交換をしていたのかを伺うことができる。しかしながら、その書状に書かれた内容の解読なくしては、当時の西川の認識に迫ることは困難である。西川の直筆書状と日記とをつきあわせることにより、書状の年代比定が明確になるとともに、この時期の西川の情勢認識・思想を精緻に知ることが可能となる。また、西川が長崎にいた明治五年には教部省が設置され、布教のあり方も大きく変容していく。

西川の書状と日記の検討から、この時期の宗教行政の変化を西川やその周辺にいた人々がどのように見ていたのを伺い知ることができるのである。

さて、明治初年の長崎におけるキリスト教問題が日本にける宗教のあり方、特に信仰の自由をめぐる問題を考える上で極めて重要な契機となったことは今更言うまでもない。この時期の問題については、キリスト教史としては片岡弥吉『浦上四番崩れ―明治政府のキリシタン弾圧』、また戦前の徳重浅吉の労作では仏教側がこの問題にいかに対応していたのかを描かれている（徳重）。また、近年では家近良樹による業績が存在する（家近）。しかし、これらの業績は幕末からキリスト教徒の帰郷が認められる明治四年あたりまでの記述が中心となっており、その後の動きは対象外となっている。先に紹介した藤井貞文の論文「宣教使の長崎開講」では、明治初年から明治三年あたりまでは記述されるも、西川の二度目の長崎派遣時期である明治五年についてはほとんど記述されておらず、同じく「明治政府の長崎県布教」では、西川とともに長崎で活躍した藤岡好古の伝記本を根拠に明治五年の時期の動きが記述されるが、史料上の問題から詳述はなされていない。逆に、西川・藤岡らが長崎をさった後の時期については社寺取締類纂などを典拠にその詳細が記述されている。このように西川が長崎に滞在した明治五年の時期については、先行研究でもほとんど触れられないのである。したがって、西川の直筆書状はこの時期の長崎での宗教行政の動きをかたる史料として、神道側の史料という制約はあるものの極めて重要な意味を持つといえよう。

また、やや歴史学とは視点を異にするが、近年世界的なレベルで宗教対立とそれを乗り越えようとする宗教間対話といった問題が盛んに議論されている。ともすると、日本は宗教間の対立が少なく、日本における

宗教のあり方が無批判に宗教間対話のモデルとして紹介されるケースがある。しかし、歴史を少し紐解けば分かるように、日本においても宗教の教義をめぐる対立は当然存在していたのであり、キリスト教への弾圧として決して遠い過去の話ではないのである。もちろん西川の書状を読み解くことが、そのまま宗教間対話といった問題にすぐさま解答を与えるものではないが、現代社会における宗教のあり方を論じる際にも、この時期の問題を見直すことは重要なことであろう。

最後になるが、西川の書状は明治初年の長崎の状況を語る史料としても貴重なものであり、単に西川個人の研究や国学研究にとどまらず、多様な歴史的視点を我々に与えてくれる好史料である。長崎の地域史研究の素材として西川の書状が利用されることを願いたい。この時期の書状は約二五点ほどあるため、今回は明治五年正月二七日から七月二八日までの一四点を紹介する。残りの書状は次回以降翻刻・紹介を行うことにしたい。

Ⅱ 史料解題

書状①明治五年正月二七日（吉輔直筆四三 通番六九三）

書状②明治五年二月二七日（吉輔直筆一一三 通番七六三）

書状①の日付は「正月二七日」となっている。明治五年正月の西川の日記「壬申第一号記事・長崎宣教記事」（宗教三二二）によると、正月一六日の条に、正月七日付の西川八十二郎からの一信を受け取ったと記されている。書状①冒頭の「本月八日」の書状とはこの正月七日付の書状のことを指すと思われるので、明治五年正月二七日と年代比定した。この書状の前半部分は近江の話が中心で、田口預り金の件、吉武の子供の

出産の件、白川家の件、西谷氏への祝儀の件などについて記されている。

本書状の中心となるのは、前年に権兵（平）から借用した金二〇〇円の返済と長崎でのキリスト教対策問題である。先ず西川は前年明治四年に権兵から金子二〇〇円を借用し、それを明治五年の一月から二月にかけて一〇〇円、三月から四月にかけて残り一〇〇円を送ると約定を結んだとされる。しかし、「権兵殿ヨリ依頼之一書も有之、約定とハ早目ニ差贈りくれ候様申来り」と、権兵からは当初の約定よりも前倒しで返済を要求してきたようで、西川もその申し出を了承している。

ところが、そこで急展開が起こった。明治五年一月、もともと佐賀藩の飛地であった諫早領の北高来郡、南高来郡内の神代領、彼杵郡内の深堀領が長崎県に編入されることになった（『長崎県の歴史』）。その結果キリスト教徒が多数潜伏していた肥前国彼杵郡深堀が長崎県の管轄となったのである。さらに明治五年二月七日の太政官布告第三十六号によって浦上信徒のうち改心したとされる約一〇〇〇名の元信者の帰郷が決定した。当然、元信者の帰郷問題は西川らにとって人ごとではなかった。西川は対外的な対面を意識しながら曖昧な態度を取り続け、対キリスト教対策について具体的な命令をくださない明治政府態度を「太政府ニ於いて詰り断然御廢シの秘決ハアレ共、不容大變ニも到り可申候敷、近景防禦方唯今ニテハ睨卜御下知ハ無之以心伝心之御模様」と、捉えていた。このような中、西川らは現場独自で判断を行い、「イロイロ姿ヲ替彼地探索・秘行已ニ今日も又兩人某地へ発途」と、深堀方面へ探索活動を行うのである。もちろん、探索活動を行えばその経費が必要となるが、「公然探索等ノ御手当も大蔵省へ申立もチト六ツケ敷」とあるように、非法活動に経費がでるはずもなく、「入費当分十一名ノ官費各其分ニ応シ取替」と、とりあえず各自の官費をその支出に当てて、さらに長崎県側

の協力も仰ぎながら難局を乗り切ろうという方策を立てるのである。そのため、約定の返済については、一月に一〇〇円の返済は難しく、とりあえず半額の五〇円を返済し、残りは二月下旬に返済すること、三・四月に返済予定の残り一〇〇円についても上記のような状況のため返済の確約ができかねることを伝えている。このように、長崎での活動の必要経費として西川の調達した金銭が使用されている点には注意をしておきたい。

書状後半部分では、八十二郎に対して、本業が大切であること、「家内協和」の大切さ、不景気のおりから勉強を続けることの大切さを説いている。そして最後に、彦根藩の拝領米の価格下落の事例から行く末の不透明さを強調し、「御用心第二」を呼びかけている。

書状②は、書状①から一カ月後の書状。この書状は、吉武の妻さちの安産、懸案であった白川家問題の解決などについて述べられている。権平への返済については、書状①で述べている様に一月中に五〇円を返済し、残り五〇円を二月中に返済する予定であることが述べられており、予定どおりに返済が行われていることが伺えるが、対キリスト教対策については、「東京申参り陰顕出沒搜索最中建言追日罷在候、遠謀ヲ廻シ候ニハ相叶不申、詰り大嘆息之場ニ立到り申間敷哉と同志痛嘆罷在候」と、引き続き困難な状況が継続しており、このままでは「成功無覚束トハ口惜キ次第」と、今後の見込みについて語っている。

書状③明治五年三月一日（吉輔直筆四六 通番六九六）

書状④明治五年三月二六日（吉輔直筆四八 通番六九八）

書状⑤明治五年三月二七日（吉輔直筆四四 通番六九七）

書状③は三月一日の書状で、この書状では書状①で問題となった借

用金の話があるので明治五年と年代比定した。この借金返済については、まず五〇両を返済し、つづいて別便で六〇両を返済している。返済金額が一〇両多いが、これは近江作兵衛からの借入金返済分が含まれているからである（「壬申第一号記事・長崎宣教記事」）。

書状④と⑤は内容からそれぞれ明治五年三月二十五日、三月二十六日と年代比定した。書状④では、神祇省の廃止、教部省の設置の件について触れられている。この組織改編にともない、「当地出張も追日引払可被仰付候」と、長崎での活動も停止になろうとの見込みを述べている。四月ごろには長崎を離れ、いったん東京へ向かい、そこで免職となるであろうと今後の成り行きを予想している。東京に行くことになれば、西川の妻よりは念願である東京見物が可能となるが（史料紹介第二回書状②参照）、「神祇省ヲ被廢候形勢も有之、国脈殆可相減機運杯嘆息ノ人も有之」という状況では東京見物どころではないため、神戸から八幡へと帰国し、その後の情勢を見て「其後之進退」を決定すると見通しを述べている。書状⑤は書状④の翌日に出されたものである。この書状の中では、教部省の設置問題などについて推論を重ねている。教部省の設置により、日本中の僧侶が復飾し、教師となることであるが、その際の教典がどのようなになるかは判然とせず、廃仏の方向に進むのではという見通しを述べ「神氣ハ未夕地ニ落チ不申歟、実ニ失望致候ハ一向宗ナルヘシ、自余之仏徒ハ大略アキラメ居申候」と、楽観的な見通しを述べている。西川たちが免職となるのか否かについては未だ決定されないが、西川たちの手当については、「規則御改正、三分ノ一位」となり、各方面出張する官人達については「余程節儉」がなくては立ちゆかず困難な状況に追い込まれると述べている。このような経済的な状況の中で西川の持つ近江商人人脈が重要な役割を果たしたであろうことは想像に難くない。事実、書状④の後半で西川は借入金返済延期について申し出てお

り、この時期の長崎での活動が近江商人たちの経済力に大きく依存していたことが伺える。

書状⑥ 明治五年四月一六日 (吉輔直筆一四九 通番七九九)

書状⑦ 明治五年四月二二日 (吉輔直筆六七 通番七一七)

書状⑥については、日記の記述と照合して明治五年四月十六日と年代比定した。内容は、権兵への金子返済の件、史料紹介第二回でも紹介した白川家一件の一応の解決、昨今の情勢、神代名臣の長崎到着の記事などである。ながながと続いたきた白川家一件であるが、ようやく一応の解決にこぎ着けたようである。この書状では西川の当時の風潮に対する認識が目を引く。「文明之時勢力何事も軽便・迅速手振り」のない処置をすることが今の社会では肝要であること、そのためには「洞察見込ヲ附早分りを第一」とすることが重要であると述べている。長崎での今の自分の立場については、「長官ニ居候而ハ始終県庁応接臨県応接ノ指揮カ専務」となっており、学問的なことについては「同僚下等生ノ所掌」の事務的な面であることを語っている。また書状中ほどでは、神代名臣の長崎入りについて述べられている。神代名臣は、『国書人名事典』によると生没年未詳の人物で、医者、国学者とされるが、平田門には、明治元年三月に京都の池村邦則の紹介で入門している（『平田篤胤全集』別巻）。明治三年七月以降の平田塾への入塾者、在塾者を記したとされる、『日々入塾并在塾』（『明治維新と平田国学』五六頁）にも「授読」の肩書きでその名前を見いだすことができる。この神代は京都の知識人の人名録として著名な『平安人物志』の文化一〇年版、文政五年版の医家の項目にも登場する。明治以降は教部省に出仕し、長崎に派遣され、明治五年

九月二十三日には十三等出仕となっており、この後長崎では西川の片腕として活躍する人物である。

この様な職務の中で西川が情熱を注いだのが「講義」活動である。西川が行った「講義」の中には「市中講義」「幼童講義」「徒刑場講義」などの公式な講義の他、夜自宅で行われる私的な講義があった（武知⑤）。おそらく、それらの「講義」の席での説教に集中することが西川にとって唯一至福の時であったに違いない。しかし、迅速が第一とされる世において、長崎の地は「旧習不除」「イツモ勉強・奮発ヲ説キ候得共、此も間ニ合不申候無是非候」と、その評価は厳しい。ここでの西川の評価はキリスト教徒への対応を迅速に行わない長崎県の姿勢を批判するものと思われる。迅速な対応という意味では長崎県のみが問題ではない。神祇省から教部省という変革にもかかわらず、「当地出張所之進退も未タ相分り不申」という中途半端な状況は西川にもよほど大きな影響を与えたとみえ、「大略辞職・帰農トノ見込ハ相ハツレ不申」と再び辞職の覚悟を固めている。そして、「彦根ノ贈米」もあてにはできず、養子八十二郎に対して「不肖之両親老後之扶助くれくれも依頼致置申候」と、いよいよ引退を覚悟し老後の扶助を懇願するのである。

書状⑦は、書状⑥の直後のもの。書状前半部分では、経済的な問題についてのべられており、「長崎在留中出張所御入用」のうち四〇円に上る金額についていくら申請しても「御聞入無之」状態であり、したかなく西川自身が私費を投じて補っているとされている。

このような中、西川は「内願」により「免職」となるが、その後「大講義」に任命される。この時も西川自身は当初就任を辞退したようであるが、今回もその願いは聞き届けられることなく「迷惑」と感想をもらしている。

書状⑦後半では、算学を修めた三崎氏の話が中心となる。「小学校御

「創建」とあるが、これは近江八幡に明治六年四月一日に創建される八幡西学校、八幡東学校（現八幡小学校）のことをさすものと思われる（木全三二頁、『近江八幡町史』上九四一頁）。この学校は近江商人らの寄付により開校するが、三崎氏をその教師に採用させようという話である。三崎氏が八幡の学校の教師となったか否かは現段階では不明だが、このような事例をみていくと、西川の活動が、近江と長崎という遠く離れた地域の間の人や文化の交流に大きな影響を与えていたことが伺える。

書状⑧ 明治五年四月二五日（吉輔直筆四九 通番六九九）

書状⑧は、書状⑦の三日後の書状。ようやくこの段階になり、少しづつではあるが今後の方針が長崎へも伝達されはじめたようである。長崎の出張所はとりあえずそのまま差し置かれることとなったようである。「未タ教部省御規則ハ相立不申候得共、何レ一眼目ヲ洗ヒ候様ノ意表ニ出タル御沙汰可有之」とあるように、新しく設置される教部省に対しては西川もかなりの期待を抱くようになっていた。浦上に帰郷する三〇〇〇人の改心信徒に対する対応については、「死ヲ以尽力之積」と決意を新たにしている。しかし、その見通しについては、外国人宣教師の活動などを根拠に「向後ノ所分決テ見込ミ相附不申」と、現実を厳しく認識している。そして、このような困難な状況を解決するための方策として「彼邪宗御排斥之事ヨリ外無之」とキリスト教の布教禁止を断固として主張するのである。

書状の前半では渋谷、本庄などの近江の人々との書状のやりとりがしるされている。その中でも注目されるのが『孝義録』五十巻を近江八幡の西川旧宅にある文庫蔵から長崎まで送るようにとの指示である。おそらくこの『孝義録』は長崎での「講義」のテキストとして利用されたも

のと思われる。このような西川の私財を投じての活躍がこの時期の長崎での宣教活動を底辺から支えることになるのである。

書状⑨ 明治五年五月四日（吉輔直筆四〇 通番七〇〇）

書状⑩ 明治五年五月一三日（吉輔直筆一六三 通番八一三）

書状⑪ 明治五年五月二一日（吉輔直筆五一 通番七〇一）

書状⑨・⑩・⑪はいずれも明治五年五月の書状。このうち書状⑨・⑩には月のみが記されているが、日記と照合すると西川は五月五日に本庄敬造、西川八十二郎へ書状を送り、五月一四日には文屋に書状を送っている（壬申第四号長崎教導記事「宗教三二五」）。書状⑨は五月四日に書かれ翌日五月五日に発送されたものと考え、明治五年五月四日と年代比定した。書状⑩については、その末尾に文屋行きの書状について触れられているので、この書状を日記にでる一四日発の書状と考え、明治五年五月一三日と年代比定した。

書状⑨はいよいよ改心信徒の帰郷が現実となった時期のものである。この時の改心信徒の中に実は未改心のものが含まれていると噂があった。西川はそれらへの「糾弾致候儀ハ我々之専務」と認識するも、その対応をめぐっては「六ツケ敷窃ニ嘆息」と、感想をもらしている。対キリスト教問題をめぐる西川の厳しい認識は隣国清国の情報を入手することによりさらに強固になる。書状に出る岡田恒庵は日記にもその名前が登場する。岡田は名が穆、字清風、通称恒庵。大坂で彦根藩士宇都木静区の門に遊学し、後に野田笛浦に経史を学び内外の書典を涉獵し、詩文を良くしたとされる。明治初年には清国に遊歴し、明治三十六年に八四歳で没する（『明治維新以後の長崎』二二六九頁）。西川との関わりは、彦根藩士との交流があったことがきっかけであろうか。岡田がもたらした清

国の現状は、キリスト教を解禁した結果、国内にキリスト教が蔓延し、もはや「難禁過勢ニ在之」「有志ハ悉ク嘆息」「国勢も衰弱ヲ極メ申、挽回」も困難な状況にあると述べている。この後、清国の状況をもとにしながら西川の情勢認識・世界認識が開陳される。清国の情勢は欧米列強のアジア進出によりもはや清国の貨幣制度は機能せず、「文学も追日相衰へ」世界はことごとく「商法第一之世界」と、もはや東アジア文明の中心である清国は衰退し、その次には「商法」の世界が来ると予想する。西川はこのような状況に対応するために「商法勉強・噴起之条深依頼致申候」と息子の八十二郎に努力を促すのである。そして、これから将来については「富国ヲ以テ国体ヲ外国ニ御輝シ被遊候ヨリ外、被遊方少も無之世運ト相成申」と、徹底した「商法」主義により「富国」を実現する以外に日本をとるべき道はないと主張する。しかし西川の唱える「富国」は「不遠万国無力・無銃・無戦之公法被行候由」とあるように「強兵」を伴わないものであることには注意したい。幕末から明治初年にかけて、「鎖国」の桎梏を乗り越え多くの日本人たちが海外へと進出していくが、その時多くの日本人たちがまず訪れた地が上海であり、その地で目撃したのが隣国清国の半植民地化であった。清国の状況を見て危機感を覚えた多くの日本人たちが、その危機から脱出する手段として西洋の軍事力に着目していくことになる（田中）。西川も同じく上海の情報入手し、大いに危機感を抱くのであるが、その危機を乗り越えるための手段が「強兵」ではなく徹底した「商法」による「富国」の実現であることには注目しておきたい。

書状の後半では、白川家問題について触れられている。「有志ノ知己へ相對シ申分ケモ無之」と、この白川家問題が西川にとり大きな問題であったことが伺える。

書状⑩の書状前半では、教部省の動向が述べられている。東西の教頭

として「神宮祭主ト出雲ノ国造」が定めら、さらに諸大社・五山・高野・日枝山・身延などの長老が教導職と任命されたこと、教則については、敬神愛国、天理人道を明にすること、皇室の尊重などの三条が基本原則とされたことなどが記されている。しかし、西川がもつとも関心を払っていたのは教部省の仏教勢力に対する対応であった。布告書にある文言の解釈とその施行の状況について、「貴国いか候哉、僧侶ハいか候哉」と質問し、真念寺を例に今後は帰農することが「美法」であると、今後の仏教徒のあるべき姿を語っている。

しかし、このころになっても長崎での方針は未だ確立していなかった。出張所の今後については、「当地出張もまつ此假被差置候事ニ大概御決したようであるが、これはあくまでもキリスト教徒の帰郷問題で三〇〇〇人にもものぼる信徒が長崎に帰還するため対応であり将来的な構想は語られず、「御手当向も被減不斗迷惑」な面も生じているなど、ひきつづき困難な様を語っている。もつとも問題となるキリシタン帰郷問題については、浦上村にもどる信徒の中には怪しい信徒も含まれていること、三〇〇〇人にもものぼる信徒はわずか九名で対処せねばならぬことなど「苦辛ニ不堪」と述べている。

書状⑪では、近江の宇都木、西川の娘さち・てるへ書状を送ったこと、権平への五〇両を支払ったこと、白川家一件、東京の教部省の動向、などについて記されている。権平への返済金五〇両であるがこれは書状①・②・③に登場する返済金の件である。当初の予定よりかなり遅れ込みながらも約束どおり返済をしていることが伺える。書状②では一旦解決したかみえる白川家一件であるが、ここに来て再び再燃したのであるろうか。東京の教部省の動向については、その規則について「われら一向に不承知」と、長崎に派遣された官員たちには極めて不評であったよううで、「建白ヲ手強ク致し候て御論も有之候」「案外之有志実ニ嬉敷事ニ

候」と、教部省の奉仕に対して意義を唱えようとする人々の動きをきわめて高く評価している。

書状⑫明治五年七月二日（吉輔直筆五三 通番七〇三）

西川の日記「壬申第五号日記」の七月二二日条には、八十二郎から書状が届くとあり、この書状⑫はその返事と思われる。書状の冒頭では吉武の子供で西川から見て孫になる「志那」の夭折の話が述べられている。志那は吉武の三女で、明治五年正月一六日に生まれ、同年六月二一日に死去している（西川、小林）。書状①・②では志那の出産のことについて触れられているが、わずか半年の短い命であった。おそらく西川は孫の夭折の報を知り、直ちにその返事を認めたのであろう。自分たちよりもはるかに早く先立った孫に対して西川夫婦は「不孝モノノ志那」「不埒ノ孫」「夜間与志卜対話落涙致し申候」と、悲しみを露わにしている。そして養子吉武に対して「其許身体大丈夫強壯之由、無限大安心之孝行無此上候也、随分撰生第一也」と、その健康を心配している。しかし、西川の願いもむなしく、吉武も西川よりも先に世を去ることになるのである。

書状⑪から書状⑫まで、約一ヶ月半の時間が開いている。この間、明治天皇の長崎行幸が行われており、長崎県側はその対応に忙殺される。西川の日記「壬申第四号 長崎教導記事」の五月一七日条には、西川・潮見が連名で東京の小野述信に対して、明治天皇が長崎巡幸の際に広運館を訪問するならば、出張所への訪問もしなければしめしがつかないと訴えている。しかし、この願いは採用されることなく、明治天皇の長崎巡幸は終了した。

さて、この間、長崎における布教の状況は大きな展開を迎えることに

なる。西川の肩書きは「教部省九等出仕兼権大講義」となり、長崎の出張所も「大改革」を迎え、五島・老岐・平戸・大村・諫早・島原・浦上・深堀などの地域への本格的な巡回説教が始まる。しかし、それにもない西川への負担はますます重くなっていく。この年の六月二四日には、それまで西川とともに長崎での活動の中心として活躍していた潮見清鞆が東京へと戻る。この人事移動は西川にとって大きな痛手であったように、西川は東京の小野述信にあてて、「私儀浅学卑劣ヲ以テ長官ノ不堪ニ罷居リ恐懼無限御座候、加之潮見儀帰京被仰付実ニ両腕ヲ脱シ候心地ニ御座候」と、その心情を語っている（「長崎在勤 壬申第五号日記」七月一日条）。この後、潮見に代わり西川の片腕となり活躍することになるのが書状⑬に登場した神代名臣である。この神代は七月五日に長崎に到着するが、その日には藤岡好古・堀万興の二人が五島列島方面に巡回説教へと出発した。この藤岡は、六月一八日に東京から長崎に派遣された教部中録山崎衡に対して長崎での活動をめぐめる意見の対立から暴言を吐くという事件を起こしている（「壬申第四号 長崎教導記事」）。この時、山崎が東京から派遣された理由であるが、六月一〇日付の教部省から長崎県に向けてだされた通達によると、「遠路隔絶教導職に於テモ旨意徹底致兼候而ハ人民之方向ニ関係、到底地方之不都合ニ付（中略）同人ヨリ大略御引合及候」と、されており（「壬申第四号 長崎教導記事」）、山崎派遣の目的は地方の教導のあり方について指導することであった。おそらく藤岡の山崎に対する反発は、困難な状況の中で宣教活動に従事してきた現場の人間と、中央から派遣されてきた官吏との間の意識の相違が原因であろう。藤岡好古は弘化三（一八四六）年に江戸浅草に生まれ、一時出家するが後に寺を飛び出し、各地で武術の修行などをしながら時を過ごす。明治二年に堀秀成の門に入門し国語学を修めた（『藤岡翁小伝』二八頁）。後に神祇官に出仕し、明治四年に長崎に派遣される。その後

は、明治七年に皇太神宮権大講義、明治一五年には同権宮司兼権少教正、明治三〇年には神宮教管長となる。長崎経験のあとも布教活動には深く関わり、明治六年には静岡県において巡回説教を行っている（『宗教と国家』一五二頁）。西川と同じく、国民教導に深く関わっていく人物であった。藤岡と山崎の対立は最終的には西川の尽力により修復へと向かうことになるが、このような組織内部の人的対立の調整も西川に課せられた責務となっていたのである。

この時期に大きな問題となったのが書状にもあるように東西両本願寺を中心とする仏教勢力の動向である。西川の日記「長崎在勤 壬申第五号」の六月二四日条には、長崎の桶屋間町光永寺に説教所を設ける件が議論されている。六月二七日には仏教側の代表である中講義妙正寺香頂・中講義伯東寺千巖の両名が出張所を訪れ、西川たちに対して県への取りなし、説教のあり方をめぐって議論が行われている。西川はその時の感想を、「言語謙遜ナレトモ意底ハ極テ平吞ノ氣アルヘシ」と書き記している。この時西川が対面した両名のうち千巖は、筑後国竹野郡筒井村伯東寺の住職で、後に講師眞成院となり、細川姓を名乗る。明治初年から対キリスト教問題にとりくみ、長崎の地を訪れキリスト教宣教師とも交わり、「破邪」のために洋学を積極的に摂取したとされる（徳重四四三・四四五頁）。

このような動きに対して、長崎県令宮川は長崎での布教活動については、神道・仏道が入り乱れて説教をおこなってはかえて愚民が混乱することになる、もともと出張所があるのだから一カ所で神道側も仏教側も説教を行えば合理的であり、双方が対立するようならば、両者とも長崎での活動を断るとの意見をのべている（『長崎在勤 壬申第五号』六月二七日条）。対キリスト教問題に直面する地方官宮川としては極めて穏当な意見と云えよう。また、西川自身も仏教側を表だって批判することはな

かった。しかし、その分「神経戦」とも云うべきやりとりが繰り広げられることになり、西川にとっては精神的な負担は大きなものであったことが予想される。

書状後半部分では近江の話題が中心となる。旧友宇都木久峯、多賀大社の神職車戸の権訓導就任については、「新規ニ開場ハ大ニ心得ノアルヘキコト也」と、新たに教導の場を立ち上げる難しさについて忠告している。長崎での教導の難しさを体験している西川ならではの発言といえよう。

書状⑬明治五年七月二五日（吉輔直筆五四 通番七〇四）

書状⑭明治五年七月二八日（吉輔直筆五六 通番七〇六）

明治五年七月二六日の西川の日記に八十二郎に書状を出すところあり、書状⑬はこの書状のことと思われる。書状冒頭では、西川の娘幸の病気について触れられている。この時は医師本庄修造の働きにより、一命をとりとめたようである。西川は、幸に対して養生をすすめ、そのために費用がかかるならば、その費用は自分が負担すると申しでている。七月二日には孫しなの夭折の報がもたらされたばかりであり（書状⑫）、それにつづく娘幸の急病の報は西川を大きく心配させたに違いない。後書きでも、幸に対して京への静養をすすめ、その費用については自分ですべて負担すると述べている。西川の父親としての心情が何われ興味深い。

さて、長崎に視点をむけると、東西両本願寺の動向について述べられている。東本願寺側の動向については、「表ニハ三条ヲ説キ陰ニ勸財之悪癖相止ミ不申」、さらに東京から長崎に派遣されていた山崎中録に対して「本願寺蓮枝・撰光院為賄賂五十円ヲ贈」と、述べられている。西本願寺については、「西法主も兵庫迄出張旧弊の先箱・台傘・立笠ニて

大勢ヲ連レ、堂々ト出張候積リ之處」、長崎県令宮川がそれを察知してその対応を講じたため、西法主の長崎訪問が中止されたとされている。このような宮川の対応について、西川は「仏斗り嫌ヒト申ニテハ決て無之」、あくまで仏教側にこそ問題が存在しているとしている。その問題とは、「陰ニ勸財之悪癖相止ミ不申」とあるように仏教側が旧来までの体制を未だに維持しており、旧来からの「講」などを未だに維持しているところに問題があると指摘している。

書状⑭は書状⑬の直後にかかれた物。冒頭で述べられている二十五日付の書状が書状⑬をさす。この時西川は巡回説教に出る予定であったようである。その間の書状の送り先を急遽連絡するために出されたものが書状⑭である。このように長崎における布教活動はいよいよ佳境に入っていくことになるのである。

さて、書状⑫の中で「当境第一等之暑威ハ去月廿八日午後百度迄二立到り申候、夫ヨリ八九度夜八十七・八度迄今日ハ四度位二候、何分炎暑堪兼大ニ疲労」とあるように、この年の長崎は猛暑であったようである。うだるような暑さの中で西川の奮闘はまだまだ続くことになる。次回は、長崎時代の後半を取り上げることにする。

(主要参考文献)

- 西川太治朗編『西川吉輔』（近江新報社、一九〇四年）
 小林正彰『西川吉輔』（一九七一年）
 江頭恒治「近江商人の変種・西川吉輔」（『彦根論叢』一一三・一四号、一九六五年）
 「西川吉輔家文書」（滋賀大学経済学部附属史料館保管）「壬申第一号記事・長崎宣教記事」（宗教三一・二）、「壬申第四号長崎教導記事」（宗教三一・五）、「長崎在勤 壬申第五号」（宗教三一・六）、「第八号 深江日誌」（宗教三一・九）、「宣教雑記第一号 第二号」（宗教三一・四）

「西川吉輔文書目録」（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵資料目録）第二〇集、「滋賀大学経済学部附属資料館研究紀要」第二二号、一九七九年）
 家近良樹『浦上キリシタン配流事件―キリスト教解禁への道』（吉川弘文館、一九九八年）

井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』（第一書房、一九八七年）
 井上優「史料翻刻 西川吉輔書簡（一）」（『栗東歴史民俗博物館紀要』第六号、二〇〇〇年）

木全清博『滋賀の学校史 地域が育む子どもと教育』（文理閣出版、二〇〇四年）

清野精一郎他編『長崎県の歴史』（山川出版、一九九八年）

国立歴史民俗博物館『明治維新と平田国学』（財団法人歴史民俗博物館振興会、二〇〇四年）、宮地正人編『国立歴史民俗博物館研究報告一二二集 平田国学の再検討（一）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇五年）、同『国立歴史民俗博物館研究報告一二八 集平田国学の再検討（二）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇六年）

阪本是丸①『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）、阪本②『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年）

武知正晃①「西川吉輔の海外情報収集とその認識」（衣笠安喜編『近世思想史研究の現在』思文閣出版、一九九五年）、武知②「幕末風聞の世界と歴史の表象」（『江戸の思想』第八号、ぺりかん社、一九九七年）、武知③「供御人をめぐる歴史記述―近江国蒲生郡奥島庄郁子供御人をめぐって―」（『立命館文学』第五六〇号、一九九九年）、武知④「天皇巡幸と『陵墓』の確定―弘文天皇陵の確定を素材として―」（鈴木良・高木博志編『文化財と近代日本』山川出版二〇〇二年）、武知⑤「明治初年の長崎における大教宣布運動について―西川吉輔日記の分析から―」（『日本思想史研究会会報』第二〇号、二〇〇三年）、武知⑥「史料紹介 滋賀県立大学付属図書館所蔵 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第一回）―明治初年の西川吉輔―」（『立命館文学』五九四号、二〇〇六年）、武知⑦「史料紹介 滋賀県立大学付属図書館所蔵 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第二回）―明治四年の西川吉輔―」（『立命館文学』五九五号、二〇〇六

年)

田中彰「幕末期の危機意識」(『日本の近世』一八卷、中央公論社、一九九四年)

徳重浅吉「維新政治宗教史研究」(一九三四、後に歴史図書出版から復刻、一九七四年)

長崎市小学校教職会編『明治維新以後の長崎』(一九二五年)

日本近代思想大系五『宗教と国家』(岩波書店、一九八八年)

羽賀祥二『明治維新と宗教』(筑摩書房、一九九四年)

平田篤胤全集刊行会編『新修 平田篤胤全集』別巻(名著出版、一九八一年)

藤井貞文①「官教使の長崎開講」(『国史学』第四四号、一九四二年)、藤井

②「明治政府の長崎県布教」(『國學院雑誌』第四八卷一二号、一九四二年)

宮井鐘次郎『藤岡翁小伝』(藤岡翁古希祝賀会事務所、一九一五年)

宮地正人①「幕末平田国学と政治情報」(『日本の近世』一八卷、中央公論社、一九九四年)、宮地②「風説留から見た幕末社会の特質―公論的世界

の端緒的形成」(『思想』八三一、一九九三年)、宮地③「幕末維新期の文化と情報」(名著刊行会、一九九四年)、宮地④「幕末維新期の社会的政治史研究」(岩波書店、一九九九年)、宮地⑤「幕末彦根藩の政治過程」

(佐々木克編『幕末維新の彦根藩』サンライズ出版、二〇〇一年)

山本順也「史料翻刻 西川吉輔書簡(二)」(『栗東歴史民俗博物館紀要』第八号、二〇〇二年)

『近江八幡町史』上中下(近江八幡町、一九四〇年)

*なお、「西川家文書」の閲覧については滋賀県立大学附属図書館、

「西川吉輔家文書」閲覧には滋賀大学経済学部附属史料館のお世話になりました。

Ⅲ史料翻刻

(翻刻凡例)

一、翻刻にあたっては、原本の記載体裁を可能な限り再現したが、漢字は原則として常用漢字に改めた。変体仮名などは原則として改めたが、「而」「者」などはそのまま残した。

二、解読の便宜を考慮し、適宜読点「、」、並列点「・」を付した。

三、破損・虫損などで判読不能の文字については、文字数のわかる場合は□^(破損)で表記し、文字数の判明しない場合は「^(破損)」で示した。

また、読みに疑問がある場合は(カ)と記した。

四、()内は、滋賀県立大学が作成した文書目録の番号を示す。吉輔直筆とあるのは分類番号で、通番とあるのは通し番号をさす。

書状①明治五年正月二七日(吉輔直筆四三 通番六九三)

本月八日之一信同十六日順着致被見候、

新年之佳儀有度其許始メ家族無恙御超歳大

慶安心致申候、当方一同加年御放念可被下候

一、去年一信二田口預リ金之事件被申越承知致申候、素

ヨリ如斯浮得之性質両親一人ハ老病一人ハ女子、何

事も取締リ無之偕々気毒なる次第無是非候、全ク

田口氏ノ滅亡ノ時機到来ト云ヘシ、何程助力致し遣候

迎モ力ニ及ひ不申候、併シ御手数ヲ掛ケ御氣の毒ニ存申候、

大杉町へも可然御伝へ可被下候、大ニ預ケ金も必定違約ト

疾ク遠察致居申候

一、新宅之縁談一件無々御尽力まつ是テ一安心致候、姉君の靈も御安心と愚察致居申候、随分中よく懇親ヲ御結被成度祈居申候、

一、てるよりの一信も到来被見致申候、

同人着帯の由大慶、不遇之さちも不遠よろこひ

申候趣、両ながら嬉敷面会相樂ミ居申候、いつれも

安産之節ハ郵便ヲ以御申越可被下候、夫而已相待居申候

一、白川家之事返事いかが返答有之候哉、承り度押而

御嘆願被成候ハバ、不相叶と申儀も有間敷、此方ヨリも村上へ

一信致し申度此頃差立可申候

一、西谷氏旧宅取補埋之儀、不遠相始り可申候敷、為祝儀

当地ヨリ贈り度品有之、刻限御見込ヲ以御申越し可被下候

一、旧年権兵衛殿を以約条置候式百円之儀、当正・二月中ニ

百金送り残り百円ハ三・四月ニ差贈り可申候様取定メ候

ニ付、権兵衛殿ヨリ依頼之一書も有之、約定とハ早目ニ

差贈りくれ候様申来り承知致申候、然ル處是迄

佐賀県管地肥前彼杵郡深堀ト申處長崎ヨリ七・八里の處也、

今般長崎県管地ト相成候處、同所ニ耶蘇徒従来沢山有之、

佐賀県是迄深ク秘シ置候得共、長崎へ人民引渡之期ニ及ヒ

旧失策ヲ覆ハン為疎暴ノ処置致候處、彼徒ヨリ異人

館へ注進致し英仏ノコンシエル長崎県へ嚴敷応接致し、

喰足ラスシテ太政府へ引合彼は大動揺、是ハ去一二月廿一日ヨリ

廿七日迄ノ事種々沸騰致申候、右失策ニ付彼徒六十三人

大ニ勢ヲ増シ当今不可防勢ニ相成候上、五島・平戸・大村・島原ニモ

多人数耶蘇徒有之、大略深堀を第一ニ致し凡七・八千人

と相充可申敷、右御所置ニ付而ハ言外意味深々の御主

意有之、太政府ニ於ても詰り断然御廢シの密決ハアレ共、不容易大變ニも到り可申候敷、近景防禦方唯今にてハ耽ト御下知ハ無之以心伝心之御模様、其防禦之事件ヨリ

長崎出張宣教使第一之義務ニ付、出張十一人の官員

必至ヲ以尽力可仕覚悟、既ニ去冬廿八日ヨリイロイロ姿ヲ

替彼地探索・密行、已ニ今日も又兩人某地へ発途為致

申候、実ニ太政府ノ御深意ヲ恐察スルハ一命ヲモ捨可申

外無之、去ながら局外之人ニハ何レも推察ハヲロカ世間ニ而も

知ル人更ニ無之、何分長崎在留ノ英教師エンソー、大ニ憤發

数千金ヲ伏テ彼深堀始メ同宗之皇国人ヲ扶助・救育中々

言語ニ尽シカタシ、迎も金威ニハ敵対難致、公然探索等ノ

御手当も大藏省へ申立もチト六ツケ敷、当分之人費当分

十一名ノ官費各其分ニ応シ取替、追々探索防斥之策

略之外無他事、実ニ一寸ヲ過チ候得者、数千丈ヲ過候成

行心配無限候、県令も必至ニナリ俱ニ尽力・協合致し罷在候、

此一件ニ付、兼而ノ約定金も今正月一度二百円ハ差贈り

兼申候ニ付、五拾円ハ此頃日本橋近作殿へ為替ニ致し

差贈り可申候、残り五拾円ハ来二月下旬ニ此地ヨリ

差送り候敷、同様近作へ向ケ為替ニ取組ミ候敷、両様之内

何レへ成共差出シ可申候、外百円ハ三月四月両度ニ差

贈り可申候覚悟ニ候得共、前文之次第何時免職ニも

相成可申敷も難斗、大略ハ違約も致間敷候得共、為念

此段申入置候、此儀権平君へ詳悉御申入置可被下候、

抑今度耶蘇徒取調一件ニ付而ハ、万事出張官員

之独断を以所置致候ニ付而ハ、若仕損シ候時ハ不容

易国害ヲ醸出シ候ハ申迄も無之儀ニ付、各員覚悟ヲ

決シ居申候、依而何時免職ハ論なく如何様之御所置ニ相成候哉も難斗、然ル上ハ再度東京へハ進歩不致決心ニ付此段申入置候、此事件秘密御含可被下候

一、本業大切ハ申迄も無之、家内協和御出精之段深ク頼ミ入申候、当地も追々衰弱大不景気実ニ隣察罷在候、何分御勉強くれくれも祈念居申候、一、半次事大体三月差入ニハ帰国為致申候、早速差返し可申積大ニ延引ニ相成申候

一、江南始メ其外へも宜ク頼ミ入申候、一、彦根拜領米値段大下値のよし案内之事ニ候、百俵ニ付百十八両ト大杉町より伝聞間違ニハ無之哉ト迄ニ遠察セラレ候也、是も行末いかが相成候哉も難斗、華族ヲ始メ徳川杯ノ模様替リヲ見聞候而ハ、老僕杯之事ハ左も可有之候歟、何事も移り替ル世態油断ハ相成不申候、御用心第一ニ候也、新宅妙清殿へ宜ク御伝言頼ミ入申候、甚五郎主へも同様頼ミ入申候、以上

正月廿七日

吉輔無恙

八十二郎殿

さち殿

書状②明治五年二月二七日（吉輔直筆一一三 通番七六三）

当所池原ト申人、長浜県へ御預ケニ相成候ニ付、渋谷俊蔵殿方へ応接用有之、至急其許迄返事参り候様後書致し早々御届ケ可被下候

本月八日発御上書令披見候、先以御安健老僕無恙奉職、さち事安産幼兒之息長

ニ各皆以希有大慶無限候、

白川家之事、先以安心此事ニ候、證文面親類之調印いかにも御尤と遠察罷在候、右ハ別家共分而相認メ候ニハ及不申、親類西川屋

伝兵衛なり共、兎島伝兵衛なり共、久七朗なり共致し

御認メ御差出シ可被成候、別段ニ巨細御申立ニ而ハ不宜此儀ハ村上ニも兼而承引有之事歟と存居申候、今更

親類ハ出来不申杯御認メ有之候而ハ、却而手障りト相成可申候、併シながら責而四名位無之而ハいかかと存居申候、御取計可被成候

一、本庄敬造殿氣の毒千万従前之知己何卒本服為致宜ク御申入置可被下候

一、西谷氏之儀承知致申候、城南宮ハ少シ時勢ニ後レ可申歟、最早いかにも遠察致居申候、十分ニ揃候事ハ

難成もの也

一、山形や半七之儀いかにも可然候也、

一、先月東京近作へ金五十円為替ニ相頼遣申候、此頃ハ順着致し可申歟

一、来ル廿日ニハ郵船便を以テ金五拾円其地へ向ケ差出し可申、是ハ大坂近江屋与介へ向ケ頼ミ遣シ候積り也、

左様ニ御承引可被成候

一、来月末半次差返し可申候、何分家業も有之候者故心ならず候、よし太宰府へ参詣為致候上之事と存居申候

一、甚五郎殿ヨリ一信ノ趣、令承知候段御伝言可然候

一、権平殿へハ次便ニ得貴意可申、よろしく御申入可被下候、当郡深堀邪徒探索御用追々從

東京申参り陰頭出役、搜索最中建言追日罷在候、

遠謀ヲ廻シ候ニハ相叶不申、詰り大嘆息之場ニ立到り申間敷

哉と同志痛嘆罷在候、探索ニも何ニも費用ヲ厭ひ候様ノ

事ニ而ハ不相成候處、大藏省左様ニも参り不申、委任之身ヲ

以テ成功無覚束トハ口惜キ次第候、素ヨリ免職ハ耳シ

罷在申候、先ハ右之段得貴意度後便可申入候、以上

二月十七日夕前

吉輔老人

八十二郎殿

桃花彼岸山桜其外白花、明日当り満開

之趣ニ相見へ申候

書状③明治五年三月一日（吉輔直筆四六 通番六九六）

幸便ニ付得貴意候、先以御安健有度

我等兩人無恙、其外家内安全御安心可然候、

然ハ去月晦日発之一緘正ニ落手致候、

洪谷ヨリ申参り候云云可然御取斗御書記シ

御差出シ被下度候

文化十三丙子六月十日生 西川吉輔

当申五十七才

文政十一年戊子六月十日生 よし

四十五才

右之通是迄書記シ諸向へ差出シ候ニ付為御心得申入候也

一、しな女追々肥立可申と存申候、養生第一ニ致し可被下候

一、今度金札五拾兩権平殿へ向ケ彦根洪谷

駿造主ヨリ相廻差遣シ申候落手可被成候、尤

前便大坂近与へ向ケ差出シ候、六拾兩之一緘も

正ニ御落手と存申候、今度之五十兩ト一諸ニ

請書権平殿ヨリ参り候様御申伝へ可給候、何分

遠境之事故別条も有間敷候得共掛念申候、

文屋氏へ一緘至急御届ケ可被下候

一、よし事来ル十五日比ヨリ太宰府へ代参

為致申候、同人大丈夫御安心可被下候、我等ハ

誠以安全一日モ今ニ不参無之日々出勤致居候、

御安心可被下候、さち・てる・はるへも

此のミ御申聞ケ為候、以上

三月十一日

吉輔老人

吉武殿

書状④明治五年三月二六日(吉輔直筆四八 通番六九八)

奈良県ノ令始メ官員春日山ノ鹿ヲ三・四十頭打取愉快神罰杯ハ
決テ無之旨カ新聞・雑誌ニ相見ヘ申候、開化ノ弊害無此上障りも有間敷
候得共、人心ニ關係神罰ノ有無ニ付而モ何モ人心ニ背キ可申ト
或人語りケリ、噫遂ニ天攘無窮之御門地ニ相拘り不申歟

去ル十四日神祇省ヲ被廢教部省ヲ被置、祀

典之關係ハ式部省ヘ宣教關係ハ教部省ヘ

引渡被仰出、当地出張も追日引払可被仰付候

半と銘々其支度罷在候、半次も此頃帰国

之様兼而積居候得共、大略来四月十日比迄ニハ進退

相定り可申候、然ル上ハ一旦東京ヘ被召寄候上、免職

可被仰付、左スレハよし事も実ニ是手續ニ相成、

当人ハ一覽之よしも可有之候得共、神祇省ヲ被廢候

形勢も有之、国脈殆可相減機運杯嘆息ノ

人も有之、左様ノ場合見物所ニテハ有間敷、神戸ヨリ半

次ニ為伴帰国、東京之模様ニ任セ其後之進退ハ

為取斗、まつ其迄ハ八幡ニ滞在致候様決心候ニ付、兼而

其段御心得可被下候、時宜ニ寄辭職・免職之両条ハズレ

不申候

一、可差遣金子も前文之次第ニ付迎も行届キ不申、此段

御心得可被下候、去なから此後ノ進退ニ關係

致申候

一、彦根便りニ而金五十円差出申候、御落手ト遙察致申候、
諸君ヘ宜ク御致聲可然候、引払前大ニ取込略書
御推察可被下候、以上

三月廿六日

吉輔老人

吉たけとのへ

来月十日此ハ当地ニ可罷在被存候、夫迄ニ到着
之書状被差出候様致度候

書状⑤明治五年三月二七日(吉輔直筆四四 通番六九七)

伴ニ此月末差返シ申候

当月五日之郵便到来披見御安健有度老人

夫婦無恙在留御安心可被下候、為御祝儀拾円

御祝納之由大慶至極也、此度当県ヨリ犬上県ヘ

御預替之人有之ニ付、犬上ヨリ出張之役員有之、

其人ヘ相託シ五十円権平殿ヘ向ケ差出シ申候、最

早御落手と存申候、残りハ五月頃ならてハ

都合出来兼申候、左様ニ御承引有之度候也

一、今般教部省と申ヲ設ケラレ日本国中ノ僧分

断然不殘複飾被仰付、教師ニ被成教ヲ被為

布候由、其教典ハいか相成候哉難伺候得共、先以

其トナク廢仏ノ機会到来ト申所ニ相運ヒ申候、

是ハ無急度風聞ニ候得共、実事之様ニ被存申候、定
 テ因陋有志之満腹ト申ニハ相運可申候得共、神氣ハ
 未タ地ニ落チ不申歟、実ニ失望致候ハ一向宗ナルヘシ、
 自余之仏徒ハ大略アキラメ居申候、教部省相立申候
 得者、不相替奉職歟免職難推量候得共、
 免職ト覚悟罷在候、今般出張向キノ御手当
 之規則御改正、三分ノ一位ニ相成諸方出張
 之官人大ニ手違ヒ、余程節儉ニ致し不申テハ
 立行不申、勝手ながら迷惑ニ罷在候、女兒養育
 随分大切ハ申迄も無之候得共、御心得可被下候、先ハ
 幸便ニ任セ一信致申候有度、以上

三月十七日

此頃風之続今日又豪雨 在崎

六五度位ナリ 老人

八十二郎夫婦へ

書状⑥明治五年四月一六日（吉輔直筆一四九 通番七九九）

半次帰国為致候ニ付呈書御安建、兒女も

親も両安全・安心無限候、両老無恙在留御安

心可然候、外村・渋谷・権平殿三信落手渋谷ヨリ

五十円相届キ候条承知候、

渋谷・本庄・深尾・権平殿・乙次郎殿外ニかけもの

三幅御届ケ可被下候

先便ニ白川家云云承知候、畢竟三輪田ノ助言
 いたさる事歟、一旦白川殿御承引之

上ハ彼是被申越候共、切詰候上ノ儀唯々嘆願
 之外無他事候、證書ハ最前御差出し被成下候
 歟、證書延引ニ而ハ失策歟、村上再伝

之別證文差出シ有之候ハバ大ニ都合宜ク候、併し
 なから何事も遠方指揮も行届キ不申、文明
 之時勢カ何事も軽便・迅速手抜きなく

御所置可被成候、都而白川家の事ニ不限
 洞察見込ヲ附早分りを以第一ト致候時
 勢、ケ様ニ出張致候而も学問杯ハ畢竟

同僚下等生ノ所掌、長官ニ居候而ハ始終
 県庁応接隣県応接ノ指揮カ専務、
 事々学問ハ決而入用ニ無之、唯文字を知ルヲ

要トス、商法も又々如斯頓速卓見第一之
 世界歟ト存申候、長崎杯旧習不除イツモノ
 三月ト存居、活眼無之追々寂寥衰弱疲

弊而已、イツモ勉強・奮発ヲ説キ候得共、些も
 間ニ合不申候無是非候、申迄も無之候得共何分
 御勉強頼入候、附而ハ神省ヲ被廢教部ヲ

被設、唯今吉輔ヲ始メ出張之各員ハ正院ノ
 官人ニ候、少博士官名ハ被廢此上いか相成候歟
 進退も相分り不申候、一昨夕正院ヨリ内至急

ノ御便アリ、神代名臣ト申人也、旧知己ニ候故私
 宅ニ而滞留為致申候、至急ノ御内容御用

ニ有之彼是頓着罷在候、当地出張所之進退も未タ相分り不申候、支度覚悟之外無他候、

大概六月中位ハ命も下り不申歟、唯々

上之思召次第ニ御座候、帰京之御旅費も疾ク

遣ヒ越シ、向後ノ官禄ハ全ク帰京ノ

金当ニ備置候ニ付而ハ、残り五十両之所も急度

ト申事ニ難請合、大略辞職・帰農トノ

見込ハ相ハツレ不申候、追々老宅唯々

其許ヲ依頼之外無之候、彦根ノ贈米も

如浮雲決而く当テニハ相成不申候、

不肖之両親老後之扶助くれくれも

依頼致置申候、必中御遙察形勢

書外御想像可被成候、以上

四月十六日 吉輔

八十二郎殿

一本杉之事、其例如山全ク木精歟

御改革前ならハ狐ノ官職ノ頼方ナキ、

狐共ハ人を何百人助け候而官何等

昇進ノ出来ル迄規則アリ、狐福ト

申テ早ク祈願スルモノハケ成ニ

成就スル例モ是迄アリ、御一新後ハ

イカン

書状⑦明治五年四月二二日（吉輔直筆六七 通番七一七）

当分八幡ニ而寄留ノ積ニ付、半兵衛ハ其俣ニ而

本宅北口ヲ開ケ候而成共可罷在候ト、遠境ノ積ニ候よろしく

弥御安全有度候、然ハ廿五日比出立ト相積リ候處、

今以被下もの不相渡、到長崎在留中出張所

御入用之内、職掌専務之御入用凡四十円も

いか様申立候へ共少も御聞入無之、不得止老拙へ

引受ケ相弁申候、疲弊中之疲弊、都テ被下物ハ

相違而已、大藏ノ苛刻ハ不可論事ながら本省ノ威

権更ニ微々嘆息之限ニ候、右ニ付来五月差人ニ

不相成候てハ、帰国も難叶無謂光陰ヲ送り申候、

去ル十三日段々内願を以無恙免職ニハ相成候へ共、

更ニ大講義ニ被補、御断も種々申上候へ共、無御聞

濟難有迷惑御察可被下候、○先年来牧村元住

居三崎氏谷へ可罷越、食客中和算・洋算稽古

修熟最早ケ成ニも開業出来可申處、類ニ妻並親

類ヨリも帰国申来候故、今般同人へ説得帰国ニ相決シ

同伴ノ積ニ候、小学校御創建ならハ和洋算学ノ

教師ニ御雇ハ不相成候哉、月給ニハ望ミ無之兎も

角も御雇ニ相成候ハハ、本人帰国後ノ体裁もよろしく

甚五郎主へ御内談遣可被下候、以上

四月廿二日

吉介老人

書状⑧明治五年四月二十五日（吉輔直筆四九 通番六九九）

半次帰国延引、右ハ今般正院ヨリ御使
を以御内命之次第有之、御確定之

儀ハ不被相伺候得共、不容易大御変革の由、
諸大社・諸寺院ノ碩学ヲ被召出何カ

御下問有之由也、当出張所之儀ハまつ以
其俣被差置候様子ニ候得共、交代黙然ハ更ニ
不相分、帰京免職之積ハ油断無之候

一、渋谷・本庄・権平・深尾□類之五緘夫々
至急御届ケ可被下候、乙次郎殿行紙包是又
御届ケ可被下候

一、文屋行一通至急御届ケ被下度同人ヨリ
包もの参り候ニ付、早速御送り可被下候
一、文庫蔵ニ桐箱入孝義録五十卷有之、右ハ
箱ハカサ多ク候故、本斗リ能々御包ミ被下
御差出シ可被下候、是ハ至急御用ニ付早々御取
斗可被下候

一、未夕教部省御規則ハ相立不申候得共、
何レ一眼目ヲ洗ヒ候様ノ意表ニ出タル
御沙汰可有之、長崎之儀ハ浦上村異宗
改心之徒三千人ヲ追々御差帰シニ相成、右ハ
我等之関係専務ニ付死ヲ以尽力之積、

然シナガラ外国ノ教師共透サス浦上ニ立越、

窃ニ説掛ケ候機会、政府ヨリハ不得止御内意

御苦幸ノ実ヲ拝承旁、何共向後ノ所分決テ

見込ミ相附不申、夫故諸方出張も見合セ

置申候、長崎の事我等へ御委任之事故、

実ニ方今蛇眉切迫之国勢、是ハ外ニ無之

彼邪宗御排斥之事ヨリ外無之、此後

何ト相成可申哉、迂遠老人非所論候、

朝廷之御會計も今以決而御見留相附

不申、何分旧諸藩ノ債多分其俣御引

受ケニ付、十年位ニ而ハ御安心之御場所ニハ立到リ

不申歟、実ニ恐入候次第ニ候也、尋常迂眼

之見込ミトハ大違ニ御座候也、何分文明開

化一時ニ進ミ過キ、此のミ苦辛嘆息之

限ニ候、以上

神祇省宣教使モ被廢、当時ハ正院

九等出仕位ノ身分歟、向後ハ

西川吉輔ト御記シ可被下候

卯月廿五日 吉輔老人再白

吉武殿

書状⑨明治五年五月四日（吉輔直筆四〇 通番七〇〇）

御安奉諸重老夫婦無恙在崎御安心可然候、

然ハ半次儀去月廿日帰国発途陸路

ヲ経歴致度願出ニ付任其意候、道中凡十七・八
日も相掛リ候歟難斗、同人亡父来回之趣帰宅
迄延引罷在候様伝言致くれ候様頼置申候、
御席ニ御申送可然候、同人へ依頼之諸緘
夫々御伝へ可被下候

一、教部省御規則も未夕御布告無之いか
相運候哉、浦上村改心徒追々帰国被仰付候、
中ニハ未改心之者も相見へ夫ヲ糾弾致候儀ハ
我々之専務ニ候處、御趣意も有之左も取斗
六ツケ敷窃ニ嘆息罷在候、此後いか相成候事カ
去二月ヨリ支那・蘇州へ遊歴、此比帰国之一友
当地岡田垣庵ト申人ニ追々承り候處、同国も
耶蘇宗弘メ方勝手次第ト申布告有之候
後、国中所々ニ蔓延田舎ニも寺觀ヲ立候而
貧民のミならず富者も尊信致シ居候
趣、今時最早難禁過勢ニ存之、支那ニ而も
有志ハ悉ク嘆息之外無之由、国勢も衰弱ヲ
極メ申、挽回ハ逆も難斗趣、疲弊之限ニ而
支那制之貨幣ハ抔地無之残らす洋銀
斗り、文学も追日相衰へ唯宇宙悉皆
商法第一之世界、天地之機運ト相見へ申候
由承り申候、何卒天地之機運ニ乘シ商法
勉強・嘖起之条深依頼致申候、御如才ハ
有間敷候得共、精々御励勤頼入候也、国恩ヲ
論スルモ国教ヲ再隆スルモ黄白なくてハ聊も

相立不申候、富国ヲ以テ国体ヲ外国ニ御輝シ

被遊候ヨリ外、被遊方少も無之世運ト相成申候、実ニ
今十年ヲ過候ハバ世界之大形成グロリト違変可
致候、不遠万国無刀・無銃・無戦之公法被
行候由慥ニ承り申候、結局ハ何ソ商法・貨幣
之世ト相成候外無之候、為替座三井杯ハ權威ト申ハ
意外之ものニ有之楮幣ニ而御察可被成候
一、白川家之儀其後は何之沙汰も無之哉、年済金
上納も不遠期限ニ相成候哉と存申候、初年之
儀ハ立派ニ御納メ有之度候、実ハ有志ノ知己へ
相對シ申分ケモ無之不束ニ候得共、不得止事
ヨリ相起り候事と、独嘆息ノ外無之候、何卒
不遠期限ヲ不待御皆納被成度事と昼夜
不断ニ祈居申候、女子二人ハ息災歟大切ニ
御養育可被成候、以上

五月節後一 吉輔老人

吉武とのへ

庄六方養子ハ追々居馴レ被申候儀と
遙察致申候、御席ニ可然御伝言可被下候
也

書状⑩明治五年五月一三日（吉輔直筆一六三 通番八一三）

御安建珍重老兒無恙御安心可被下候、半次ハ最早帰幡致し候歟、可相成丈諸社巡拜之願望有之いか候哉、然ハ西谷てる事、懷妊之由ハ承知致居申候、産月ハいつ比ニ候哉、前以承知致し度候

東京差而相替り候儀も無之、教部省相立東西ノ教頭ハ神宮祭主ト出雲ノ国造、其外ハ諸大社ノ神官五山ヲ始メ高野・日枝山・身延遊行宗ノ諸長老ヲ召サレ教導職ニ被補申候、教則ハ

第一敬神愛国之事、第二天理人道ヲ明ニスルコト、第三皇上ヲ奉載シ朝旨ヲ遵守スヘキコト、此三ヶ条ニ相決シ申候、自分僧侶・肉食・妻帯・蓄髮等可為勝手事

但シ法用之外一般平民之服着用不苦事

御布告書之廢仏トナクシテ仏ヲ廢セラルヘキ御主意ト申事ニ候、貴国イカが候哉、僧侶ハイカが心得居候哉、一向宗ハ存居可申候得共、前ノ門跡ハ華族ニ列セラレ候、替リニハ寺ハ追々取崩シニ相成、門末も離レ不申てハ相成不申候様ニ立到可申候、

美醜イカが僧侶も因脩然トシテ可罷在時勢ニテハ有間敷候、真念寺杯相応之田徳も有之、帰農致し被申候方後來之美法ト被存申候、併前知先見ハ六ツ敷ものと被存申候

一、当地出張もまつ此仮被差置候事ニ大概御決シニ相成候歟ニ御座候得共、確カナシタル御様子ニても無之、何分浦上異宗改心徒三千余之輩教諭方至急緊要ニ付、当一年位ハ此俣ニて為差御沿革も無之歟、追々御手当向も被減不斗迷惑之筋も不少候得共、家内之人数ヲ減シ節儉ヲ尽シ罷在申候

一、主上不遠御乗船ニテ西京・神戸・長崎ヨリ鹿兒島・熊本ヘモ行幸アラセラルル由御沙汰アリ、一新之御時節ならてハ如斯辺境へ幸ハ有間敷、人民大ニ難有カリ可申と相待居申候、

大体来六月比ト申事ニ候、

一、浦上帰村被仰付候異教改心徒之内、不得其意怪敷者間々相見へ心痛無限候也、三千人ヨノ志ヲ僅九人位ノ教官ニテ取廻し候事実ニ苦辛ニ不堪候、御推察可被下候
一、本庄・文屋行至急御届ケ可被下候、先ハ右得貴意度早々、以上

五月より

吉介

吉武殿

米・しな両兒御大切ニ御育可被成候、西谷家普請イカが御座候哉

書状⑪明治五年五月二一日(吉輔直筆五一 通番七〇二)

去ル十三日発ノ郵便今廿日第十^(イ)字無事着宇都木久峯一緘、さち一信、てる一信、皆々披見致申候

今般兼て御約定金五拾兩権平殿へ向ケ差遣申候、順序御落手可被下候

一、金子入西谷てる行早速御届ケ可被下候
一、白川家の事承知悪ハのばし候

方可然、追而勘考可申入候
一、東京教部省ノ御規則ワれら一向ニ不承伏、田中修一郎も建白ヲ手強ク致候て御論も有之候由、同人去ル十六日発ニて帰省

ヲ願申候、定而憤怒辭職歟と察セラレ

申候、案外之有志実ニ嬉敷事ニ候

一、宇都木も車戸も東京へ被召出

権訓導職ヲ被命申候

一、てる事養生第一、明日ハ浦上村

若桜神社へよしを代参安産の祈願

ヲ為致申候、めでたく、以上

山甚きのとへ御致声頼入申候

五月廿一日第十^(下)字後

吉老人

吉武とのへ

書状⑫明治五年七月二二日(吉輔直筆五三 通番七〇三)

文屋行急キ御届ケ可被下候、江南氏へも宜シク

本庄殿へも宜ク御伝へ可被下候、はるへも^(符)好へも宜ク

客月廿三日発ノ郵便順着志那事下世之次第、令

承知遺憾無限唯大小神ト医師ら恨ニ候、近来老

耄も涙モロク、よし共申談り終夜不寝候、此余志心中

御察可被成候也、通俗ニ倣ヒ靈祭無残所十三日ヨリ十五日

迄執行申候、短冊二葉差贈り申候、くれぐれも不孝モノ

ノ志那や不埒ノ孫や不便ノ志那ヤト夜間与志ト

対話落涙致申候、是ニ而閣耄絶文

一、孝義録文屋行之事承候、五十卷正ニ落手了

一、羽田之厄難蚊障子ヨリ早速承り申候、何事も天ナリ

併シ悉皆ニても無之、如何様御思替可有之宜ク御申伝へ

可被下候

一、其許身体大丈夫強壯之由、無限大安心之孝行無

此上候也、随分撰生第一也

一、てるへ少々金ヲ贈り申候、同人いかが候歟、分婉ノ模様

いか候歟と案居申候、是ハ無如才御報知落付居申候、

少シニ而も安産ハ延引歟

一、当境第一等之暑威ハ去月廿八日午後百度迄ニ

立到り申候、夫ヨリ八九度夜八十七・八度迄今日ハ四度

位ニ候、何分炎暑堪兼大ニ疲労致シハ朔比ヲ

相待居申候、上海五月末百十七度此頃ハ二十度迄

ニ候由、時々報信伝信機ナラハ龍動へ三日ニ而相達ス

地球如此隣

一、此頃大ニ御用俄ニ繁劇ニ相成申候、追々本省ヨリ

御使有之、種々御内用共申来り申候、

老拙事教部省九等出仕兼権大講義ノ

宣旨アリ、向後教部省九等出仕長崎出張

云云ト御認可被下候

一、向後長崎県管内教導方を始メ官禄及御入

用定額ニ致シ、断然御委任ニ相成候ニ付而ハ、来六月ヲ

限り成功ヲ奏シ可申様被仰越、大ニ手ハ延び候へ共

諸事長官独断ニ付大ニ苦辛ニ候、官も昇進可

被仰付御模様ニ候へ共、私志人ニ而ハ不相濟ニ付、深く御断

り申上、昇進官禄丈ヲ同僚へ分配致度段申上

伺中也

長崎出張所ハ一兩人行事四人・小遣二人位ニ致し置、講義ハ近傍ノ神職有志士農商へ申付け、尚

又新任ノ權訓導四人へ命シ候積り、五島へ兩人、

老岐へ兩人、平戸大村へ兩人、諫早・島原へ兩人、

浦上深堀へ兩人（熊本日本）、是ハ吉介ト神代ト申者

出張交代ノ積り大改革致申候、依之唯今ノ

僑居ハ広ク実ニ無用ニ付、手狭ナル家ニ引移り始終

他行之用意致居申候、転居候ハバ至急ニ御しらせ申可候、

一、過日東本願寺蓮枝同内撰光寺外ニ五六輩出

張説教相始り、已前ヨリ老拙へ蓮枝も度々被参万

事依頼有之、指図も致し遣候得共、県令大不承知

散々之為体、参詣之者一人別調ト云コトニナリ氣ノ毒

千万、隣国ノ巡回ト申ヤ早々退散、兎角勸財ノ

悪弊不除權令ノ所忌惡モ至当ナリ、西ノ法主モ

近々出張トテ長円寺ト申ものヲ先ニ立、老拙へモ依頼

有之、同僚ノコト故無伏藏引受ケ周旋可致候様申入置

候處、東ノ風ヲ喰ヒ候歟延引之様子ナリ

一、宇津木・車戸權訓導ニ被補帰県、教導ヲ被始

候事いかが候哉、新規ニ開場ハ大ニ心得ノアルヘキコト也

一、五港ヲ始メ三府ニテ御開キノ儀ニ候得共、何分学者ハアレ

共事件ニ馴レ候官人無之御心配ノ御様子、邪宗ハ

時ヲ移サス御断切人ハナシ、実ニ大政府ノ御内実

可奉察候事也、亜俗ノ所見トハ大違ニ候也、本・平兩

家ノ説ニても不被行、儒仏洋ニ而も不相叶意外言外

之意味アル御趣意ナリ、解スル人稀ナリ

一、西谷乙次郎殿へモ宜ク御伝へ可被下候、權平殿へも今般ハ差出シ不申御心得可被下也

一、老官事まつ来六月迄ハ用済ニも不相成趣覚悟

セヨトノ事也、白川家納金ハいかが候哉、承り度候也、

家業第一ハ申迄も無之候、くれぐれも家内睦敷

不遠孫ノ沙汰ヲ相待居申候、よしも大暑ニコマリ

入申候有之度、穴賢

半次ハいかが致居候哉、御心得可被下候

御巡幸深江の光景別紙ニ折々筆ヲ執リ

認メ置候ヲ入一覽申候

七月廿二日

吉老人

八十二郎殿

さち殿

書状⑬明治五年七月二五日（吉輔直筆五四 通番七〇四）

本月十八日発ノ郵書昨夜廿四日出勤中到

来拜見致候、幸事去三日頃ヨリ不快之處、

追々不宜御心配之處、本修大卓見治療行届

頃日大ニ見直し最早別条も無之趣報知承

知致候、時分柄劇務中咄ニ御迷惑ト遙察

致申候、尚此上無御手拔養生之儀御配慮頼入

候、兩人共大切之事ニ付費用ハ此方ニて引受ケ候ニ付

決而厭無之十分本循ニ依頼断然御養生之

事第一ニ祈居申候、くれぐれも費用之儀ハ何と歎
相廻し可申無手拔大切之場所、為国是祈

念仏之障りハ今以申迄も無之、本人へも相諭申候、
全体今般東本当所へ出張之處、表ニハ三条ヲ説キ
陰ニ勸財之悪弊相止ミ不申、宮川権令大憤怒

御髮剃ヲ受ケ候歟、又ハ少々ノ永代経ヲ上ケ候迄市中一人
別ニ吟味ニ相成、加之大村辺迄嚴庸ニ同様連枝も
随従も脱走、続而西法主も兵庫迄出張旧弊の先箱・
台傘・立笠ニテ大勢ヲ連レ、堂々ト出張候積り之處、権令

察知市中ノ手クハリ行届キ、出張所へも打合有之、憤然トシテ
驅除之積り、尤説教所へハ権令自然出張検査堂内・堂外・
門前迄ニ邏卒ヲ出張為致候積、手筈行届候ヲ西法主

察知俄ニ洋中ヨリ退散不知所行、随従も散々□良く
市中ノ亜俗大失望、初而旧醜悟脱ノ者も有之候也、
県令仏斗り嫌ヒト申ニテハ決て無之候へ共、何分政体ニ振レ候

也、東京日誌ニ本願寺借財方ニ付欲深キ講ヲ結ヒ候事
発覚、且其次第書ニ是迄ノ狡猾ニ不似合ナル失体文アリ、
文部省ヨリ教部省へ察当同省ヨリ法主ヲ呼出シ嚴噴之

上、向後ケ様ノ儀他宗ニモ無之様取締被仰付候愉快也
本省山崎中録御用ニ付出張之当所ヘナリ、則本願寺
蓮枝・撰光院為賄賂五十円ヲ贈候所、山崎大嘲弄

シテ是ヲ同役堀氏ヲ呼テ令返却、山崎ハ吉介ノ一等下ナレハ
其段届出申候、此儀市中へ泄レ県令も愚夫婦も大ニ
眼マコり覚申候

くれくれもさち儀養生大切此上宜頼入申候、以上

七月廿五日

吉介

八十二郎殿

西川権平様

さち儀永々お世話有難仕合に奉存候、

前文ニも申候通京へでも参り候様ノ事ナラハ

入用ハ長崎ヨリ相廻シ可申、必八十二郎ニ

心配懸念無之様御助力可被下候

書状⑭明治五年七月二八日(吉輔直筆五六 通番七〇六)

五島産サメ塩干進上致し申候、

至テ希有ものニ候よし、

去ル廿五日郵便ヲ以及拙答候也、はや御落掌ト

存申候、先以御安健奉賀候、然ハ追々各所へ

出張ニ付拙老も浦上・深堀引受毎月半分

宛位ハ罷越シ内御用取扱候ニ付而ハ、大四郎宅ハ

無人ニテ手広キ事故、留守も淋敷由ニ付来ル

八朔ヨリ伝宅致申候、則

長崎聖堂 向井文平宅

○教部省九等出仕

通例ニテハ西川ニ云云ニテ宜シク

此段御心得置可被下候、

江南行文屋行御届ケ可被下候、

別紙ニ相記シ申書類至急入用ニ付取

しらべ池村方へ御依頼にて御差出可被下候、

向後文通ニ非常ノ外ハ平信ト歟無事ト歟

御記シ可被下候、老来大ニ開封迄ニ案申候、是ハ
年とらねハ合点参り不申候、以上

七月廿八日 吉介

八十二郎殿

改メ記ス

長崎聖堂 是ハ旧幕ノ学校孔子ヲ祭レル

ニヨツテナリ

向井文平宅ニ而

是ニ而能ク相分り申候、以上

(中華民國・台湾 致遠管理学院応用日語学系助理教授)

本稿は、平成十八年度科学研究費補助金(若手研究(B))による研究成果の一部である。